

国保世帯主さまへ

新居浜市福祉部国保課

### 新しい資格情報のお知らせの送付について

現在お持ちの被保険者証等について、有効期限を迎えますので、新しい資格情報のお知らせをお送りします。有効期限が切れた被保険者証等は使用できませんので、ご自身で廃棄していただけ、国保課までご返却ください。なお、廃棄する場合は、個人情報や有効期限に留意の上、裁断するなど、確実に廃棄してください。

資格情報のお知らせの交付は1回のみですので、大切に所持してください（万一紛失などしたときは、申請することで再交付が受けられます）。

70歳以上75歳未満の方には、自己負担割合見直しのため、毎年、資格情報のお知らせをお送りします。

#### 資格情報のお知らせの使用については、次のことに注意してください。

- ① 「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することはできません。
- ② 医療機関等において診療を受けようとするときは、原則その窓口でマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を受けてください。
- ③ 何らかの理由でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提出してください。提出がない場合、医療費を全額自己負担しなければなりませんので、ご注意ください。

#### <有効期限について>

対象者	有効期限
70歳以上75歳未満の方	令和8年7月31日まで
令和8年7月31日までに 70歳になる方	誕生月の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末）まで 新しい資格情報のお知らせは、有効期限までに郵送します。
令和8年7月31日までに 75歳になる方	誕生日の前日まで 新しい資格確認書は、有効期限までに簡易書留で郵送します。

※ オンライン資格確認に対応している医療機関・薬局については、「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼っていますので、受診の際にご確認ください。また、利用できる医療機関・薬局は厚生労働省のホームページでも公開しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

## 国民健康保険各種届出には本人確認・個人番号確認書類が必要です！

国民健康保険に関する各種届出において、本人確認及びマイナンバー（個人番号）確認が必要となり、下表の「届出に必要なもの」に加え、次のものも併せて必要です。詳しくは国保課へお問い合わせください。

### ①来られる方の本人確認ができるもの

マイナンバーカード、運転免許証など（顔写真付きで官公署発行のもの1つまたは 顔写真なしで官公署発行のもの2つ）

### ②世帯主及び手続きが必要な方のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの

③別世帯の方が手続きに来られる場合は、世帯主からの委任状（氏名欄に自署することが困難な場合は記名押印）が必要です。

手続きが必要なとき		届出に必要なもの
国保に入るとき	他市町村から転入したとき	上記①～③のみ
	勤務先の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	出産したとき	母子健康手帳、（※直接支払制度を利用し、出産育児一時金の差額が生じる場合は、直接支払制度を利用する旨記載の医療機関との合意文書、領収明細書、世帯主名義の口座番号がわかるもの）
	外国籍の人が国保に加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）
国保をやめるとき (※1)	他市町村へ転出したとき	国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ（※2）
	勤務先の健康保険に加入了したとき	国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ（※2） 勤務先の資格確認書又は資格情報のお知らせ（※2）
	死亡したとき	国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ（※2） 喪主の口座番号がわかるもの
変更があったとき	住所（市内転居）、氏名、世帯主が変わったとき	国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ（※2）
	世帯合併、分離があったとき	
その他	資格確認書又は資格情報のお知らせを紛失したとき	上記①、③のみ
	資格確認書の交付申請をするとき	上記①～③のみ（※3）

※1 新居浜市国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、新居浜市国保を使用して医療機関等を受診した場合は、新居浜市が負担した給付分（医療費総額のうち7割から8割や高額療養費など）を返還していただくことになりますので、転出や社会保険加入等により国保の資格を喪失する場合は、速やかに新居浜市役所国保課窓口で届出を行い、資格確認書又は資格情報のお知らせを返還してください。

※2 国保をやめる方、変更がある方全員のものが必要となります。また、世帯主が異動及び死亡した場合は、世帯の国保加入者全員のものが必要となります。

※3 マイナンバーカードを紛失又は更新中の方や、介助者等の第三者が高齢者又は障がい者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である場合、申請が必要となります。

## 自己負担割合について（70歳から74歳までの方）

医療機関で受診される際の窓口負担は、70歳の誕生日月の翌月（1日生まれの方は誕生日月）から75歳の誕生日を迎えるまでの期間については、前年中の所得をもとに、下表のとおりとなります。

適用区分	自己負担割合
現役並み所得世帯 (70～74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯 ※1, 2)	3割
市民税課税世帯、市民税非課税世帯（低所得者I・II）	2割

※1 70～74歳の国民健康保険被保険者の収入の合計額が383万円未満（2人以上の場合は520万円未満）の場合は、申請により、自己負担割合が2割になります。なお、令和4年1月から、市が把握する世帯の収入が基準に該当していることが確認できた場合は、申請の省略が可能となりましたので、対象の方は、自動的に自己負担割合は2割となります。

※2 平成27年1月以降、新たに70歳になる被保険者がいる世帯で、世帯に属する70～74歳の被保険者に係る旧ただし書所得の合計額が210万円以下である場合も、自己負担割合が2割になります。